

名古屋市及び陸前高田市市民交流事業補助金 申請のあらまし

このあらまきは、本補助金の制度と手続きの概要についてご説明するものです。ご一読いただき、制度の趣旨をご理解のうえご申請ください。

補助金の目的

名古屋市と陸前高田市との間における市民交流の促進に資すること

平成 26 年 10 月 28 日に本市と陸前高田市との間で友好都市協定が締結されました。

※陸前高田市以外の地域においても多く事業を実施するなど陸前高田市との交流を主たる目的としないもの、また、慰問や防災学習などを主たる目的とするものなどは、この趣旨に該当しません。

対象となる団体

次のすべてを満たす必要があります。

- (1) 原則として、市内に主たる活動の場を有し、組織的に、かつ 1 年以上継続して活動していると認められる団体であること。
- (2) 規約や定款、会則などがあり、団体の名称、代表者、所在地、活動目的が明確であること。
- (3) 会計経理の責任者が明確であり、その会計経理が適正に行われていること。
- (4) 本市内で在勤、在住、在学している者が構成員として含まれていること。
- (5) 政治団体、宗教団体、または営利を目的とする団体でないこと。
- (6) 名古屋市暴力団排除条例（平成 24 年名古屋市条例第 19 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しない団体又は暴力団若しくは同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員と密接な関係を有しない団体であること。

対象となる事業

上記の目的を踏まえ実施される、本市の団体と陸前高田市民との企画や催し等を通じた交流を行う事業が対象となります。

- 同一年度内において、1 団体につき 1 事業のみ対象となります。
- 次のいずれかに該当する事業は、同一年度内において対象となりません。
 - (1) 他の規定により、本市から別途助成を受けた事業
 - (2) 市の公の施設を利用する場合で、会場使用料等の減免を受ける事業
 - (3) 政治的活動や宗教的活動を伴う事業、または営利目的の活動を行う事業

詳しくは…

名古屋市防災危機管理局危機対策室（被災地支援担当） 電話：052（972）3585

対象となる経費

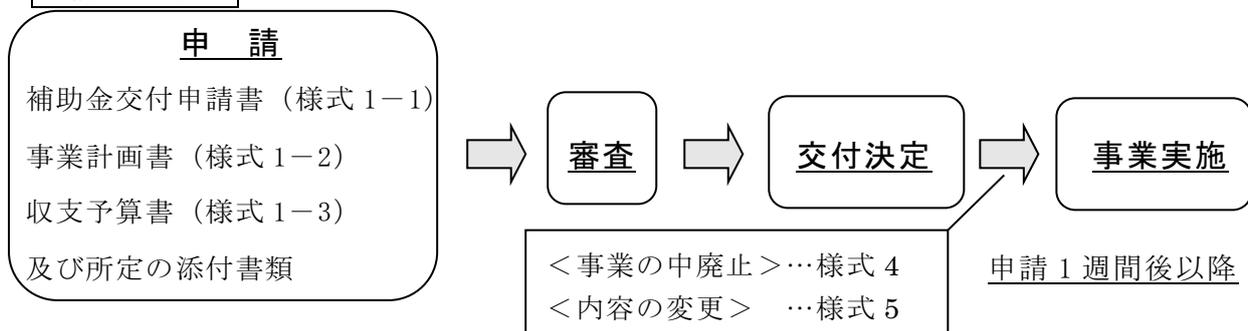
補助対象経費	限度額
1 会場使用料(備品、設営費等を含む。)	20 万円
2 印刷経費	20 万円
3 郵送・運送費	20 万円
4 交通費	4 万円(1人あたり)
5 バス借上経費	8 万円(1台1日あたり)
6 宿泊費	1 万円(1人1泊あたり)

※補助事業の内容に募金などのチャリティー活動が含まれる場合には、これに要する経費を補助対象とすることはできません。

補助金の額

- 補助対象経費の合計額の2分の1以内
- 上限額 10 万円

手続きの流れ



申請期限

毎年 4 月 15 日

※当該日が休日又は土日の場合、その直前の平日の開庁日が申請期限になります。

- 事業実施後は、実績報告書等による**実施報告**を審査し、補助額を確定します。
(実施内容に不適切なものがあるときは、補助を取消または減額することがあります)。
- 上記の確定通知を受けて、補助金請求書 (様式 8) により**請求**してください。

その他

- このあらかしのほか、名古屋市及び陸前高田市市民交流事業補助金交付要綱及び要領、名古屋市補助金等交付規則もご確認ください。
- 申請は、予算の範囲内での受け付けになります。

詳しくは…

名古屋市防災危機管理局危機対策室 (被災地支援担当) 電話: 052 (972) 3585